

通年会期制を導入します！

浜田市議会では、浜田市議会の会期等に関する条例（会期条例）を定め、平成 31 年 4 月 1 日から年間を通じて会期とする「通年会期制」を導入します。導入の主な目的は、「行政監視機能」「政策立案機能」の充実と「災害等の緊急事態」への素早い対応を図ることです。

導入に伴う、会期、会議等の変更点は次のとおりです。

1 会期（※議会が法的に活動できる期間）

11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日まで

（会期の特例：平成 31 年 4 月 1 日から 10 月 31 日まで）

従来の定例会・臨時会の区分がなくなります。

2 会議

- (1) 会期条例で定期的に会議を開催する初日（定例会日）として、年 4 日を定めています。これは従前の定例会に相当するものです。

12 月 1 日 2 月 24 日 6 月 15 日 9 月 1 日

- (2) 定例会日以外でも議長の判断、市長の請求により随時、会議を開催することができます。
- (3) 会議の名称も変わります。

【新】（新元号）■年△月浜田市議会定例会議（臨時会議）

※新元号施行後は、新元号に読み替えてください。

【旧】平成□□年△月浜田市議会定例会（臨時会）

3 その他の変更点

- 年間を通じて会期中となることから、「調査会」はなくなり、全て「委員会」として開催されます。
- 専決処分が地方自治法第 180 条（議会から市長に任せる）となり、これまでの地方自治法第 179 条（議決なしで市長が決定）は年間を通じて会期中となるためできなくなります。
- 会期中に限定される常任委員会の所管事務調査が年間を通じてできるようになります。（ただし、委員会の決定が必要で委員個人の意思で行使することはできません。）

次ページに通年会期のイメージを掲載しています。

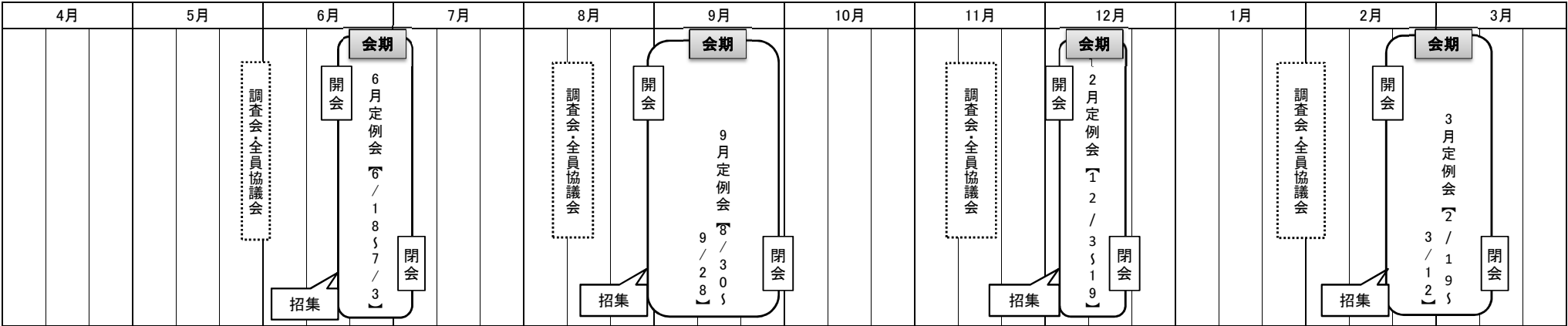
通年会期のイメージ

【浜田市議会 平成30年度実績】

地方自治法第102条

○招集する定例会の回数は、条例で定めている。(浜田市議会の定例会の回数を定める条例、浜田市議会の定例会の回数を定める条例施行規則)

○会期は議会ごとに議決 ○年4回の定例会 ○会期外では調査会 ○定例会ごとに招集行為



【浜田市議会 平成31年度 通年会期制へ移行】

地方自治法第102条の2

○毎年条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とする ○会議を開く日(定例会日)を条例で定める ○会議の招集は一般選挙改選後、1回のみ

○定例会日以外の開催については長の開催請求から7日以内 ○調査会はなくなり、すべて委員会となる

